

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 0 号
件 名	行政不服審査会答申書の捏造及び審査会での意見陳述の盗聴問題 についての問題解決制度を設けることについて
要 旨	<p>初めに、私は前の令和4年2月議会及び6月議会、9月議会、12月議会、令和5年2月議会に標記と同一内容の陳情をしました。陳情はまず議会運営委員会に諮られ、付託先委員会が決められます。この議会運営委員会には、委員長以下12名の委員が選任されており、ここに議長及び副議長も出席されています。</p> <p>この同じ内容の5件の陳情が全て、議会運営委員会では「同趣旨で既に結論が出ている」とのことで、委員会に付託されず審議もされていません。市民目線では陳情の門前払いです。</p> <p>しかし、この陳情5件は、同趣旨でもなく結論も出ていない陳情です。</p> <p>このことは、議会運営委員会で陳情書の内容を確認もせず間違っ た判断がなされたもので、陳情内容をよく確認され、議会運営委員 会委員長及び議長の見解を6月20日までに文書で回答を求めます。</p> <p>今年は4月に選挙が行われ、新たな議員の皆さんによる第1回目 の6月議会に際し、門前払いをすることなく正しく陳情審査が行わ れることを強く求めます。</p> <p>ついでに、改めて令和5年6月議会への陳情に至るものです。</p> <p>陳情書、行政不服審査会答申書の内容に事実でないことが捏造、 記載され、及び審査会委員への申立者の意見陳述が担当課によって 盗聴、無断録音されたことについて、担当課に訴えても、担当課は、 「話し合いをしてもお互いの主張が平行線である。また、たとえそ うであってもそのような疑問及び苦情を聴く制度がない」からと、 形式的に話を聞いただけで、市民目線で問題解決のため十分に話を 聴く態度が一切なく、上から目線で一方的に「主張が平行線だから」 と今後の面談には応じられないとして、門前払いの対応です。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和5年6月12日 総務常任委員会
受 理	令和5年6月5日 第167号

陳情第 10 号

	<p>後日、担当課の行政経営課長からその旨の文書が郵送されてきました。</p> <p>については、行政不服審査会答申書及び担当課への疑問、苦情の訴え、「答申書の捏造及び意見陳述での盗聴、無断録音」については、物の道理に反する間違った行為であり、市民目線でのこのような問題解決のための制度を設けることを求めて陳情いたします。</p>
--	---